

令和7年度

障害者総合支援法等に係る事業者等説明会資料

石川県健康福祉部障害保健福祉課
金沢市福祉健康局障害福祉課

資料目次

<事業者説明会>	ページ番号
1 障害福祉サービス等に関する説明 (厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和8年3月26日)に基づく 説明など)	3
2 法令順守の徹底	30
3 こども性暴力防止法の施行について	32
4 就労支援新規事業の紹介(研修、専門家による伴走支援等)	35

●厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料
(令和8年3月26日)に基づく説明

以下厚生労働省ホームページに掲載されている
「(5) 障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室」を
用いて説明しております。こちらの資料をご確認ください。
(必要に応じて、お手元にご準備してご視聴ください)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

■令和8年度報酬改定に伴う区分の届出届の提出について

令和8年6月に就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の基本報酬区分が変わります。就労継続支援サービス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の事業所は、「令和8年4月・5月分の届出書」と併せて、「令和8年6月以降分の届出書」も提出してください。ただし、以下の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

①今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

②令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

- 令和5年4月以前に指定を受けた事業所
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合
【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
- 令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所
⇒区分八が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。参考資料①で比較する月を確認してください。
【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】

※令和6年4月以降に指定を受けた事業所は、令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。（①に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の届出書」を提出してください）

「令和8年6月以降分の届出書」	届出書の提出 ※該当する方に○をしてください	「必要なし」を選択した場合、下記□に該当する理由 (①・②のいずれか)を選択してください
	必要あり・必要なし	に該当するため

※「必要なし」の場合、①・②に該当することが分かる根拠書類を添付してください。

事業所名	
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 4. 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) 2. 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 5. 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ) 3. 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) 6. 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)
定員区分	1 21人以上40人以下 4 81人以上 2 41人以上60人以下 5 20人以下 3 61人以上80人以下
サービス費	平均工賃月額区分 1 4万5千円以上 6 1万5千円以上2万円未満 2 3万5千円以上4万5千円未満 7 1万円以上1万5千円未満 3 3万円以上3万5千円未満 8 1万円未満 4 2万5千円以上3万円未満 9 なし(経過措置対象) 5 2万円以上2万5千円未満

(Ⅰ) ・ (Ⅱ) ・ (Ⅲ)	支払工賃 額の状況	月	4	5	6	7	8	9	10	11				
		工賃総額(円)												
		延べ利用者数												
		開所日数												
		月	12	1	2	3	計							
		工賃総額(円)												
延べ利用者数														
開所日数														
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平均工賃月額①</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>											平均工賃月額①			円
平均工賃月額①														
	円													
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重度障害者支援体制加算(Ⅰ) を算定している場合 (①+2000円)</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>											重度障害者支援体制加算(Ⅰ) を算定している場合 (①+2000円)			円
重度障害者支援体制加算(Ⅰ) を算定している場合 (①+2000円)														
	円													
サ ー ビ ス 費 (Ⅳ) (Ⅴ)	ピアサポーターの配置					有 ・ 無								

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を

算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注2 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を

算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。

なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名																																																																																
サービス費区分		1. 就労継続支援B型サービス費(I) 4. 就労継続支援B型サービス費(IV) 2. 就労継続支援B型サービス費(II) 5. 就労継続支援B型サービス費(V) 3. 就労継続支援B型サービス費(III) 6. 就労継続支援B型サービス費(VI)																																																																														
定員区分		1 21人以上40人以下 4 81人以上 2 41人以上60人以下 5 20人以下 3 61人以上80人以下																																																																														
サービス費 (I)・(II)・(III)	平均工賃月額区分	<table border="0"> <tr> <td>(R8改定対象外) (一) 4万5千円以上</td> <td>(R8改定対象) (一) 4万8千円以上</td> </tr> <tr> <td>(R8改定対象外) (二) 3万5千円以上4万5千円未満</td> <td>(R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満</td> </tr> <tr> <td>(R8改定対象外) (三) 3万円以上3万5千円未満</td> <td>(R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満</td> </tr> <tr> <td>(R8改定対象外) (四) 2万5千円以上3万円未満</td> <td>(R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満</td> </tr> <tr> <td>(R8改定対象外) (五) 2万円以上2万5千円未満</td> <td>(R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満</td> </tr> <tr> <td>(R8改定対象外) (六) 1万5千円以上2万円未満</td> <td>(R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満</td> </tr> <tr> <td>(七) 1万円以上1万5千円未満</td> <td>(R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満</td> </tr> <tr> <td>(八) 1万円未満</td> <td>(R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満</td> </tr> <tr> <td>(九) なし(経過措置対象)</td> <td>(R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満</td> </tr> </table>											(R8改定対象外) (一) 4万5千円以上	(R8改定対象) (一) 4万8千円以上	(R8改定対象外) (二) 3万5千円以上4万5千円未満	(R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満	(R8改定対象外) (三) 3万円以上3万5千円未満	(R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満	(R8改定対象外) (四) 2万5千円以上3万円未満	(R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満	(R8改定対象外) (五) 2万円以上2万5千円未満	(R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満	(R8改定対象外) (六) 1万5千円以上2万円未満	(R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満	(七) 1万円以上1万5千円未満	(R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満	(八) 1万円未満	(R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満	(九) なし(経過措置対象)	(R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満		(R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満		(R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満		(R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満																																												
	(R8改定対象外) (一) 4万5千円以上	(R8改定対象) (一) 4万8千円以上																																																																														
(R8改定対象外) (二) 3万5千円以上4万5千円未満	(R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満																																																																															
(R8改定対象外) (三) 3万円以上3万5千円未満	(R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満																																																																															
(R8改定対象外) (四) 2万5千円以上3万円未満	(R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満																																																																															
(R8改定対象外) (五) 2万円以上2万5千円未満	(R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満																																																																															
(R8改定対象外) (六) 1万5千円以上2万円未満	(R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満																																																																															
(七) 1万円以上1万5千円未満	(R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満																																																																															
(八) 1万円未満	(R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満																																																																															
(九) なし(経過措置対象)	(R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満																																																																															
	(R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満																																																																															
	(R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満																																																																															
	(R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満																																																																															
サービス費 (IV)・(V)	前年度の支払工賃額の状況	<table border="1"> <tr> <th>月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>月</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>計</th></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">平均工賃月額①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">重度障害者支援体制加算(I)を算定している場合 (①+2000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>											月	4	5	6	7	8	9	10	11	工賃総額(円)									延べ利用者数									開所日数									月	12	1	2	3	計	工賃総額(円)						延べ利用者数						開所日数						平均工賃月額①			円	重度障害者支援体制加算(I)を算定している場合 (①+2000円)			円
	月	4	5	6	7	8	9	10	11																																																																							
工賃総額(円)																																																																																
延べ利用者数																																																																																
開所日数																																																																																
月	12	1	2	3	計																																																																											
工賃総額(円)																																																																																
延べ利用者数																																																																																
開所日数																																																																																
平均工賃月額①																																																																																
	円																																																																															
重度障害者支援体制加算(I)を算定している場合 (①+2000円)																																																																																
	円																																																																															
サービス費 (VI)・(V)	ピアサポーターの配置	有 ・ 無																																																																														

-
- 注1 令和8年6月以降の届出では、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。
(「R8改定対象外」とある区分については、令和8年5月以前に基本報酬区分が「(一)～(六)」であり、要件を満たすことにより従来区分が引き続き適用される事業所が該当します。
それ以外の事業所は、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。)
- 注2 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。
- 注3 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。
- 注4 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。
- 注5 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。
なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーターの配置に関する届出書」を提出すること。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合①〉

① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

令和4年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA																											
指定		経過措置期間(区分八)						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※						R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													
パターンB																											
指定		経過措置期間(区分八)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合②〉

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)

令和5年度													令和6年度										令和7年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
②令和5年5月～9月に指定を受けた場合 指定 経過措置期間(区分八) 支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
																									▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する
指定 経過措置期間(区分八)																							R6平均工賃(新式)		
																									▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する
③令和5年10月に指定を受けた場合 指定 経過措置期間(区分八)													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
																									▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する
指定 経過措置期間(区分八)																							R6平均工賃(新式)		
																									▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

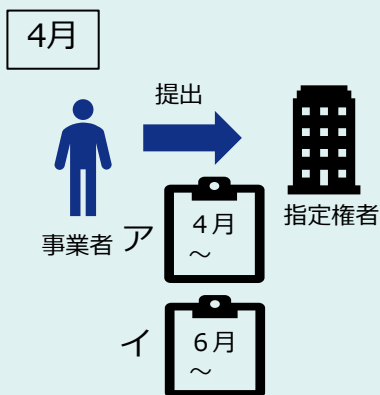
▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈指定権者における届出時の確認の流れ〉

別添資料②

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことが基本であるが、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。その際の具体的な流れは以下のとおりを想定している。

令和8年度

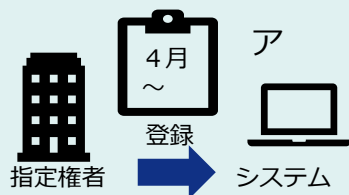


基本報酬区分が就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の就労継続支援B型事業所は、令和8年4月15日までに、以下ア・イを提出する。

- ア 現行の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年4月・5月分）
- イ 見直し後の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年6月以降分）

ただし、以下に該当する事業所は、**イの提出は不要**。該当することが分かる根拠書類を提出する。

- ① 令和7年度平均工賃月額が**1万5千円未満**（アの報酬区分が**区分七または八**）の場合
- ② **令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている**場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なる》
 - ・令和5年4月以前に指定を受けた事業所
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合
 - ・令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所
⇒参考資料①により、比較する月を確認すること。



指定権者は、事業所から提出された**アに基づき、事業所台帳に登録する**。



指定権者は、事業所から提出された**イに基づき、事業所台帳に再登録**する。
また、**イの提出が不要の事業所については、根拠書類を確認**する。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

参考：システム上の取扱い①

システムにおける就労継続支援B型の基本報酬の算定区分は、令和8年6月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

- ・現行で【（一）～（六）】と表示されていた区分は、【（R8改定対象外）（一）～（六）】の区分に自動で切り替わる
- ・現行の【（七）～（九）】の区分については、**変更なし**
- ・【（R8改定対象）（一）～（F）】の区分が**新設**される

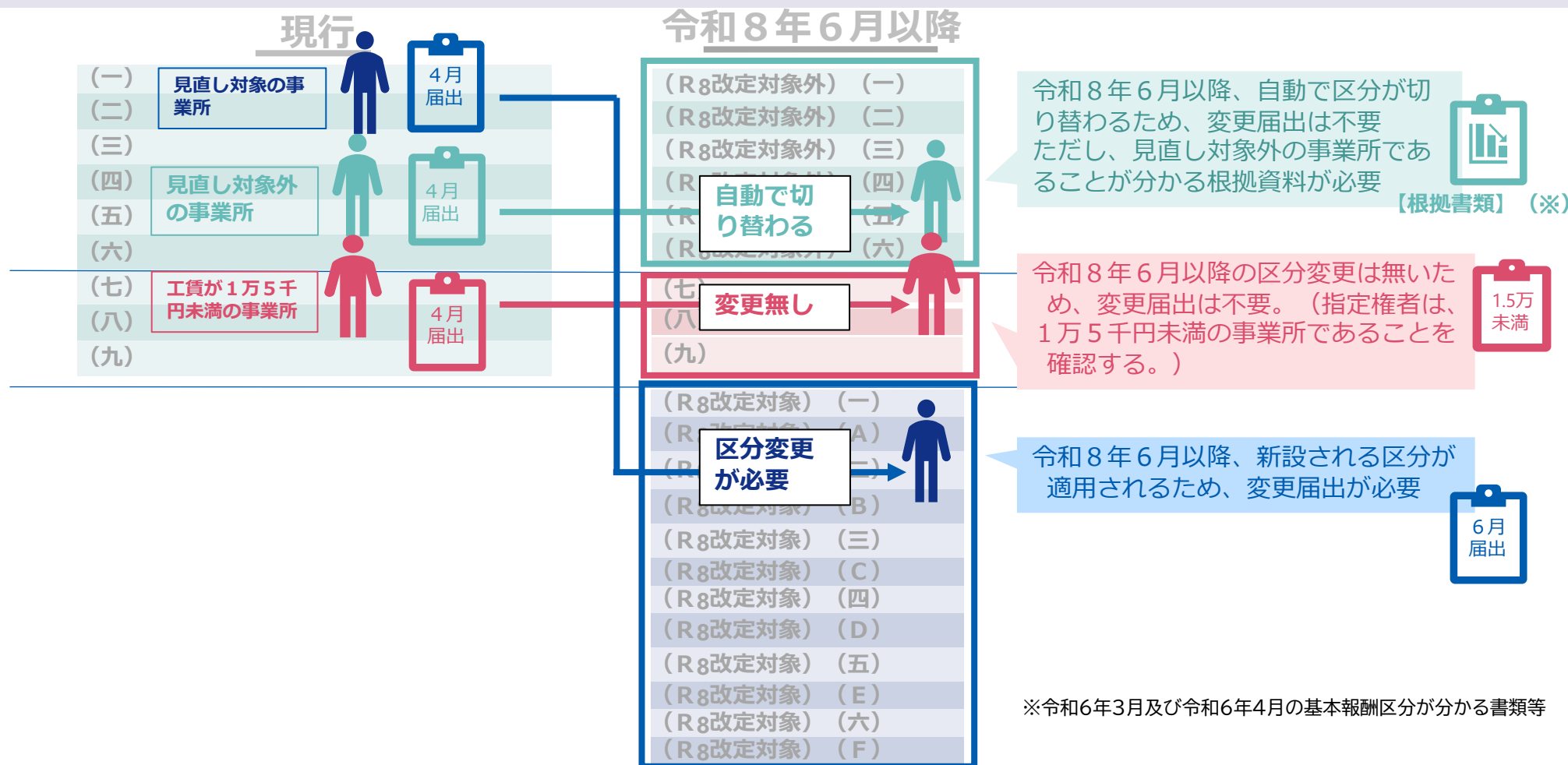
現行		令和8年6月以降	
（一） 4万5千円以上	→ 自動で切り替わる	（R8改定対象外）（一） 4万5千円以上	従前の区分
（二） 3万5千円以上4万5千円未満		（R8改定対象外）（二） 3万5千円以上4万5千円未満	
（三） 3万円以上3万5千円未満		（R8改定対象外）（三） 3万円以上3万5千円未満	
（四） 2万5千円以上3万円未満		（R8改定対象外）（四） 2万5千円以上3万円未満	
（五） 2万円以上2万5千円未満		（R8改定対象外）（五） 2万円以上2万5千円未満	
（六） 1万5千円以上2万円未満		（R8改定対象外）（六） 1万5千円以上2万円未満	
（七） 1万円以上1万5千円未満	→ 変更無し	（七） 1万円以上1万5千円未満	改定なしの区分
（八） 1万円未満		（八） 1万円未満	
（九） なし（経過措置対象）		（九） なし（経過措置対象）	
	→ 新設	（R8改定対象）（一） 4万8千円以上	R8改定後の区分
		（R8改定対象）（A） 4万5千円以上4万8千円未満	
		（R8改定対象）（二） 3万8千円以上4万5千円未満	
		（R8改定対象）（B） 3万5千円以上3万8千円未満	
		（R8改定対象）（三） 3万3千円以上3万5千円未満	
		（R8改定対象）（C） 3万円以上3万3千円未満	
		（R8改定対象）（四） 2万8千円以上3万円未満	
		（R8改定対象）（D） 2万5千円以上2万8千円未満	
		（R8改定対象）（五） 2万3千円以上2万5千円未満	
		（R8改定対象）（E） 2万円以上2万3千円未満	
		（R8改定対象）（六） 1万8千円以上2万円未満	
	（R8改定対象）（F） 1万5千円以上1万8千円未満		

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

※参考：システム上の取扱い②

システムの変更に伴い、



- ・ **見直し対象となる事業所**は、令和8年6月以降は**新設される区分が適用**されるため、区分変更の届出が必要となる。
- ・ **見直し対象外となる事業所**は、令和8年6月以降は基本報酬区分の表示が、自動的に「R8改定対象外」と記載された区分に切り替わるため、**変更届出は不要**。（指定権者は、見直し対象外の事業所であることが分かる根拠書類を確認する。）
- ・ **工賃が1万5千円未満の事業所**は、令和8年6月以降は区分変更がないため、**区分変更の届出は不要**。（指定権者は1万5千円未満の事業所であることを確認する。）

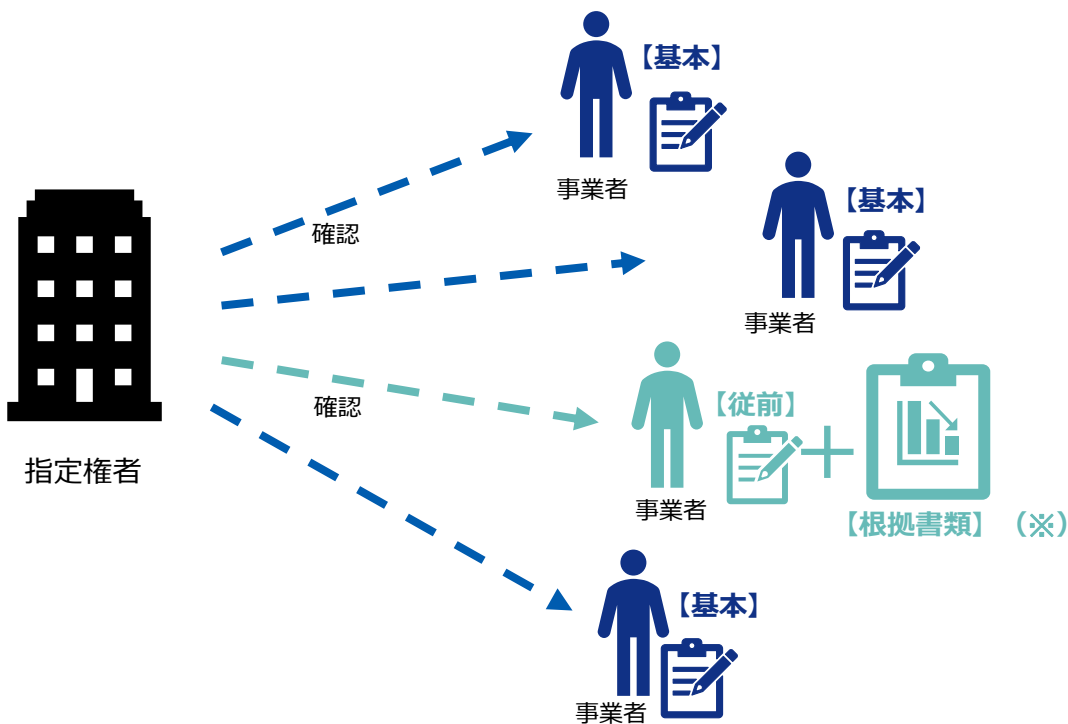


就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れ>

<運営指導等における確認のイメージ>

事業所の基本報酬区分が

- **【R8改定後の区分一覧】** **【改定なしの区分】**  の場合
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないかのみ確認する
 (R8改定の対象であることの確認は**不要**)
- **【従前の区分】**  の場合
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないか確認するとともに、
R8改定の対象外となる要件とその根拠書類(※)を確認する



※令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

R8改定後の区分一覧

(R8改定対象) (一)	4万8千円以上
(R8改定対象) (A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象) (二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象) (B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象) (三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象) (C)	3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象) (四)	2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象) (D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象) (五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象) (E)	2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象) (六)	1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象) (F)	1万5千円以上1万8千円未満



【基本区分】

改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

従前の区分一覧

(R8改定対象外) (一)	4万5千円以上
(R8改定対象外) (二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8改定対象外) (三)	3万円以上3万5千円未満
(R8改定対象外) (四)	2万5千円以上3万円未満
(R8改定対象外) (五)	2万円以上2万5千円未満
(R8改定対象外) (六)	1万5千円以上2万円未満



【従前区分】

令和8年度処遇改善加算計画書の提出期限

① 令和8年4月及び5月分を算定する場合：令和8年4月15日（水）まで

※令和8年6月以降の申請分もあわせて提出

※令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）の申請もあわせて提出

② 令和8年4月及び5月分は算定しない事業者が、 令和8年6月分以降を算定する場合：令和8年6月15日（月）まで

①については、非常にタイトなスケジュールとなり申し訳ございませんが、
期限までのご提出をお願いいたします。

※提出先・・・金沢市内の事業所：金沢市、金沢市外の事業所：石川県
（金沢市内と市外に事業所等を有する法人が一括して届出を行う場合
には、石川県に届出を行ってください）

※年度初め以外の提出期限は、**加算を算定する月の前々月の末日**までです

令和8年度処遇改善加算について

【令和8年度の主な変更点】

- ・ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに期中改定が実施され、処遇改善加算が拡充されます。
- ・ 令和8年6月に、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援において処遇改善加算が新設されます。

厚生労働省通知「令和8年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について（令和8年2月18日付）」のとおり

【様式等のご案内について】

計画書様式や石川県における取扱い等については、厚生労働省から正式な通知が発出されましたら改めてお知らせします。（令和8年3月27日現在）

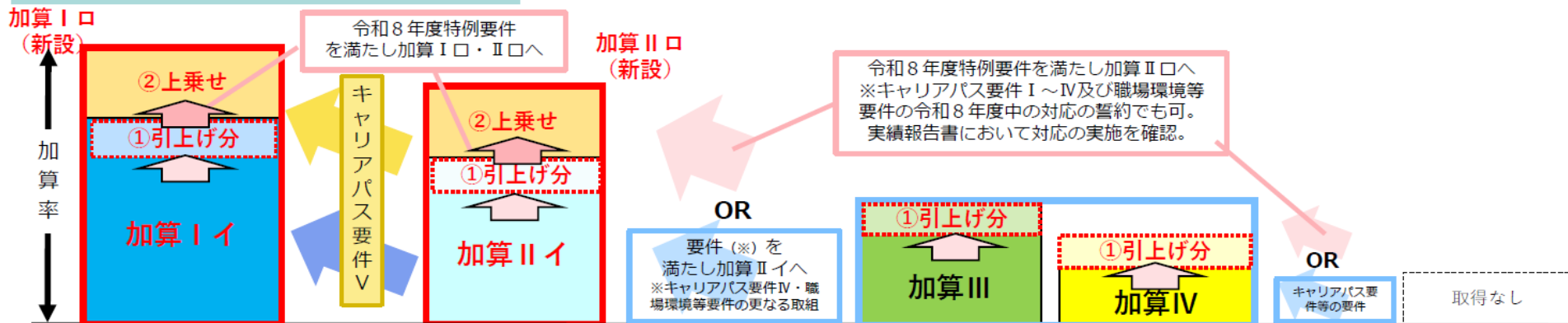
福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号： **050-3733-0222**（9:00～18:00、土日含む）

1(1) 処遇改善加算の拡充①

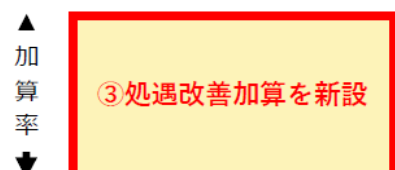
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



令和8年度特例要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件
(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)
※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

取得なし

注) 令和8年度特例要件

- ア・イのいずれか及びウを満たすこと
- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑩⑪必須)
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
- ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
- (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援 生活介護	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の福祉・介護職員分の加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

- (※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）
- (※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（*）
- (※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可
- (※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 - ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（*）
 - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

(参考) 職場環境等要件 (令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上 (生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上 (生産性向上は3つ以上うち⑧は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター (仕事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標 (例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得) を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化 (課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等) を実施している ⑲5S活動 (業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト (記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの) 、情報端末 (タブレット端末、スマートフォン端末等) の導入 ㉒介護ロボット (見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等) 又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 (ビジネスチャットツール含む) の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

令和7年度障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

内容：障害福祉従事者を対象に、賃上げ支援を行うもの

交付額：サービスごとの交付率を、各事業所の総報酬に乗じて算出

※本補助金の使途については、全額賃金改善に充ててください

※賃金改善所要額が補助金額を下回る場合や、実績報告の際に要件を

満たしていない場合には、補助金額を返還していただくことになり

ますので、**必ず実績報告までに賃金改善等を実施してください。**

令和7年度障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

★要件等の詳細については、
国実施要綱（障発1226第7号・こ支障第447号）のとおり

★スケジュール等については、
県からの案内（令和8年1月26日付け障福第2192号）のとおり

※上記通知で案内している申請受付は終了しています。
6月交付事業者の申請・3月交付事業者の実績報告については
別途ご案内しますので、またご確認ください

問い合わせ先

【計画書の作成方法等について】

石川県介護・障害福祉賃上げ等支援金事務局（委託先：（株）JTB金沢支店運営）
電話番号：076-255-1734（9:00～17:00、土日除く）

【補助金の制度に関する質問等について】

福祉・介護職員処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（9:00～18:00、土日含む）

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告

令和7年度より、障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）において**経営情報の報告**が新設されました。

WAMNETにログインしていただき、各サービスごとに「経営情報」タブより入力・申請をお願いします。

システムのログインURL ▶ <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

【経営情報の報告の期限】

原則：事業者の毎会計年度終了後、**3月以内**

※令和6年度決算情報（*）の報告は、令和8年3月31日まで

（*）令和6年1月1日から同年12月31日の期間中に開始した会計年度に関する報告

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告 (情報公表未報告減算について)

障害福祉サービス等情報公表システム上、必須報告項目が未報告の場合、**情報公表未報告減算**が適用されますので、ご注意ください

▶ 経営情報の報告も同様です

(障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A VOL. 1 (令和8年2月10日)より)
令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、令和8年3月末までに報告がなされなかった場合は、都道府県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って減算の対象となる。

また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものであるため、未報告の場合は報告期限翌月から減算の対象となる。

◆障害福祉サービス等情報公表システム ヘルプデスク◆

0570-666-081 (受付時間: 平日9:00~17:00)

〈問い合わせフォーム〉

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき経営情報の対象について(周知) 別紙

		R7年度												R8年度												備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 ※注4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	報告期間①	報告期間②	報告期間③
基本情報・運営情報	全法人共通	報告期間						報告期間						-	-	-												
経営情報	1月決算	報告期間① ※注1						報告期間② ※注5						令和7年1月決算の報告	令和8年1月決算の報告	-												
	2月決算	報告期間① ※注2						報告期間② ※注5						令和7年2月決算の報告	令和8年2月決算の報告	-												
	3月決算	報告期間①						報告期間②						令和7年3月決算の報告	令和8年3月決算の報告	-												
	4月決算							報告期間②						令和7年4月決算の報告	令和8年4月決算の報告	-												
	5月決算							報告期間②						令和7年5月決算の報告	令和8年5月決算の報告	-												
	6月決算							報告期間②						令和7年6月決算の報告	令和8年6月決算の報告	-												
	7月決算							報告期間②						令和7年7月決算の報告	令和8年7月決算の報告	-												
	8月決算							報告期間②						令和7年8月決算の報告	令和8年8月決算の報告	-												
	9月決算							報告期間②						令和7年9月決算の報告	令和8年9月決算の報告	-												
	10月決算							報告期間②						令和7年10月決算の報告	令和8年10月決算の報告	-												
	11月決算							報告期間②						令和7年11月決算の報告	令和8年11月決算の報告	-												
	12月決算							報告期間① ※注3						報告期間② ※注5						報告期間③	令和6年12月決算の報告	令和7年12月決算の報告	令和8年12月決算の報告					

※ 注1: 令和8年2月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注2: 令和8年3月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注3: 令和8年1月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注4: 令和8年4月当初時点で、会計年度が「2025年度」として報告されている情報は、会計年度が「2024年度」として報告されたものとなるように、システム側で一括してデータ移行を行いますので、注1～3において、会計年度が「2025年度」と表示されている状態であっても、「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力し、報告期限を迎えた後は、「2024年度」に報告されたものとして扱われます。

※ 注5: 注4に記載の処理を行うため、決算月が12月～2月の事業所における「令和7年度(2025年度)決算情報」の報告期間の一部が「令和6年度(2024年度)決算情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和7年度(2025年度)決算情報」に限り、その報告期間を令和8年4月～6月の3月間とします。

障害福祉サービス等情報公表制度について

【その他、情報公表システムにおける留意事項（経営情報以外）】

- ・公表情報については、年度ごとの更新をお願いしています
- ・財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれます
- ・指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際には、情報公表に係る報告がされていることを確認しております
- ・IDは法人ごとに付与されており、システムは指定権者ごとに管理しています

●配布資料には、以下についても掲載しております。

- ・障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表リーフレット

●障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板には、システムに関するお知らせやマニュアルなどが掲載されています。

関係連絡板URL <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

令和7年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まりました！

1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。

障害福祉サービス事業者の皆さまには、以下の経営情報の報告をお願いします。

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、令和8年3月末まで

2. 【見直し】 障害福祉サービス等情報公表制度の見直し

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の障害福祉サービス等事業者の選択に役立つよう、事業者に障害福祉サービス等情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、障害福祉サービス経営の健全性等の情報を提供するため、障害福祉サービス等事業者の皆さまには、職員の一人あたり賃金の報告にご協力をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ & A

Q1 なぜ経営情報を報告するのですか？

経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するために令和6年度に整備いたしました。

Q2 報告した経営情報はどのように活用されますか？

経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。

Q3 報告の単位はサービス単位ですか？事業所や法人ごとですか？

原則、サービス単位でご報告ください。

ただし、サービス単位や事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は事業所単位や法人単位でご報告いただいても差し支えありません。

就労選択支援の報告に関するお知らせ

令和7年10月より、障害福祉サービスに「就労選択支援」が追加されます。

障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、サービスの提供を開始しようとするときに事業所の基本情報を管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表制度の対象サービスに含まれます。

しかし、現在、就労選択支援事業所からの報告及び公表を行うため、情報公表システムを改修しておりますので、令和7年10月1日時点では、報告いただく必要はございません。

なお、具体的な報告開始時期等については、追って周知を予定しておりますが、情報公表システムにおいて、報告、公表する機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いといたします。

※ ご質問等は、管轄の都道府県等、または、障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスクまでお問い合わせください。

【障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク】

<電話番号> 0570-666-081 ※受付時間：平日9:00~17:00

<お問い合わせフォーム>

- ・ 都道府県等向け ⇒ <https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>
- ・ 障害福祉サービス等事業者向け ⇒ <https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

指定障害福祉サービス事業に係る法令順守の徹底について

石川県健康福祉部障害保健福祉課

令和7年度において、県と金沢市はそれぞれ、県内の指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型および共同生活援助）に対し、下記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項本文の規定に基づき、指定の取消し及び指定の一部効力の停止の2件の行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、障害福祉制度に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

つきましては、貴事業所において、**障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。**

記

1 【金沢市所管】就労継続支援A型事業所

(1) 処分内容 指定の取消し

(2) 処分の原因となった違反事実

①人員基準違反（法第50条第1項第4号）

令和4年12月～令和5年3月及び令和5年11月～令和7年4月において金沢市の条例で定めるサービス管理責任者を配置していなかった。

②不正請求（法第50条第1項第6号）

サービス管理責任者がいない期間において、所定の減算をせず訓練等給付費を不正に請求した（人員欠如、個別支援計画未作成）。

③不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号）

サービス管理責任者が不在の期間において、個別支援計画の作成に係る一連の業務がサービス管理責任者により適切に行われていたように見せかけるため、虚偽の書類を作成した。

2 【県所管】共同生活援助事業所

(1) 処分内容 指定の一部効力の停止 1年

報酬支払額の制限 7割 6ヵ月

(2) 処分の原因となった違反事実

①運営基準違反（法第 50 条第 1 項第 5 号）

利用者から徴収した食材料費の額に残額が生じているにも関わらず、精算して利用者に当該残額を返還したり、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等、適正な取扱いをせず、過大に徴収した。

②不正請求（法第 50 条第 1 項第 6 号）

- i) 生活支援員の人員基準を満たしていないにもかかわらず、厚生労働省告示に基づく訓練等給付費の人員欠如減算（所定単位数に 100 分の 70 若しくは 100 分の 50 を乗じて得た単位数を算定）を行わず訓練等給付費を請求し受領した。
- ii) 世話人が常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されていないにもかかわらず、世話人を 4 対 1 配置した場合の訓練等給付費を請求し受領した。
- iii) 基準により置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を 12 で除して得た数以上の世話人等が配置されていないにもかかわらず、配置した場合の加算（人員配置体制加算Ⅰ）を請求し受領した。
- iv) 宿直を行う夜間支援従事者を配置していないにもかかわらず、宿直を配置した場合の加算（夜間支援体制加算Ⅱ）を請求し受領した。

③虚偽報告（法第 50 条第 1 項第 7 号）

監査において、当該事業所での世話人や生活支援員としての勤務実態の無い者を世話人や生活支援員として勤務したとする虚偽の書類を提出した。

こども性暴力防止法

こども性暴力防止法による対応がはじまります。（法施行日：令和8年12月25日）

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

法の対象となる障害福祉サービス事業者

義務対象事業者（学校設置者等）

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児入所施設



法律で定める性暴力防止の取組の義務がある事業者です。

認定対象事業者（民間教育保育等事業者）

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援

※障害児を対象にサービス提供を行う事業者に限ります。



国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行います。（認定は任意）

こども性暴力防止法

対象事業者に求められる措置

制度開始後、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

制度開始前に必要な手続き

就業規則の整備等

就業規則等を整備して、従業者に周知しておくことが必要です。

採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくことが必要です。

従業者への周知

制度開始に伴い、従業者が対応すべき事項（性犯罪前科の確認、研修受講等）の周知をお願いします。

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

【重要！】GビズIDの取得（令和8年4月末までに）

法に基づく各種手続は、原則、「こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）」において、オンラインで行います。こまもろうシステムの利用にあたっては、「GビズID」の取得が必要です。

義務対象事業者は、令和8年4月末までに確実にGビズIDを取得してください。

制度の詳細について

制度の詳細については、**こども家庭庁特設ページ**をご確認ください。

<こども家庭庁>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



こどもをまもろう みんなでまもろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

① 新 障害者就労施設経営安定化支援事業



目的

令和6年度報酬改定や昨今の物価高騰、最低賃金の上昇等により、障害者就労施設の生産活動を取り巻く環境は大きく変化している。これらの課題に対応するためには、就労施設の経営力を高める必要があることから、以下のとおり、新たな取組みを実施する。

事業内容

研修（夏頃を予定）

福祉経営・企業経営の基礎を学ぶ機会を提供し、**職員の意識改革**及び**基礎的な収益向上の知見を付与**

【回数】3回

（①A型 ②B型 ③請負・自主事業）

【テーマ】・報酬改定の概要

- ・物価高騰の影響
- ・経営戦略の手法
- ・請負単価の考え方



専門家による伴走支援（秋～冬頃を予定）

施設の現状を分析したうえで、目標工賃の達成を目的として、**個別課題の解消に向けて伴走支援**

【回数】10者程度

（4回／者派遣）

【内容】・利用者の生産性向上

- ・原価管理
- ・マーケティング戦略の立案
- ・販路開拓、商品開発



コーディネーター配置

就労施設での配置が困難な営業スタッフに代わって、専従のコーディネーターを配置し、**施設と企業間の受発注調整**等を実施

【配置】石川セルフ振興センター

【内容】・民間企業等への営業

- ・施設の取組紹介
- ・業務掘り起こし
- ・施設との受発注調整



就労施設の経営安定化・利用者の就業機会の拡大・工賃向上を図る